

## 第2回吹田市政策会議開催結果について

日時:平成27年6月16日(火)10時15分～11時

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員7名の出席

(市長、太田副市長、教育長、危機管理監、総務部長、行政経営部長、福祉保健部長)

| ○案 件 名  | ○担当及び関連する部局名 |
|---|--------------|
| (仮称)くらしの場整備にかかる建設補助について   | 福祉保健部        |
| ○審議内容と結果  |              |
| <p><b>【案件概要】</b><br/>           医療的ケアを必要とする障がい者や重度の行動障がいがある障がい者等が地域で安心して暮らせるグループホームや、ショートステイ等の地域の拠点としての機能を持った施設として、「(仮称)くらしの場」の整備を推進するため、経営戦略会議、政策会議を経て、施設整備及び事業運営団体を公募により決定した。同団体が、国の社会福祉施設等施設整備費補助金の申請を行ったが、拠点施設の一部のみが補助対象となる見込みである。本市は第4期吹田市障がい福祉計画において「地域生活支援拠点」の整備を重点施策としており、同施設はこれにあたることから、同団体への助成の必要性は高く、極めて個別的で特殊な事例として、社会福祉法人に対する助成に関する条例第3条に基づく「(仮称)くらしの場」の施設整備助成に係る基準等を別に定め、市単独での建設助成を行う。</p>  |              |
| <p><b>【所管部の考え方】</b><br/>           医療的ケアを必要とする障がい者や重度の行動障がいがある障がい者等の地域生活における介護については、家族への依存度が非常に高く大きな負担となっており、介護者である家族の高齢化が進み、家族介護力がますます低下する中で、市として、障がいの重度化、障がい者及び介護者である家族の高齢化の課題に対応する施策の展開を図ることが急務であると考えている。<br/>           建設補助の考え方としては、平成25年(2013年)1月の経営戦略会議において決定された「医療的ケアを必要とする障がい者や重度の行動障がいがある障がい者を対象とするグループホーム、ショートステイなどが一体となった(仮称)くらしの場を整備する」をうけ、一体的な施設として助成するものと考えている。<br/>           なお、本市が負担する補助については、社会福祉法人に対する助成に関する条例の規定に基づき、(仮称)くらしの場建設補助基準を別に定め、補助を行う。<br/>           また、建設補助にあたっては、心身障害者福祉施設整備基金を財源とする。</p>   |              |
| <p><b>【審議事項】</b><br/>           1 (仮称)くらしの場の整備に係る89,625千円の本市単独の建設補助<br/>           2 心身障害者福祉施設整備基金から80,000千円の処分</p>   |              |
| <p><b>【審議結果】</b><br/>           福祉保健部障がい福祉室より、資料に基づき説明があり、その後質疑応答を行った。</p> <p>質問・・・建設後は制度に則った事業を展開していくのか。<br/>           答え・・・市としては土地を有償貸与して民間で運営してもらうという事業立てを考えている。公募の段階で、グループホームとショートステイについては必須ということで募集をかけた。その他ホームヘルパー事業、訪問看護、相談支援、福祉避難所等の機能を持たせる計画となっている。</p> <p>質問・・・制度に基づく事業と基づかない事業があるということか。<br/>           答え・・・障がい福祉サービスとしては、グループホーム、ショートステイ、ホームヘルパー、相談支援事業があり、訪問看護事業は医療制度に基づくもの。福祉避難所と地域介護については制度に則ったものではない。</p> <p>質問・・・制度に則ったものは今後ランニングコストがかかって市負担が発生するということか。<br/>           答え・・・介護給付費としてグループホーム、ショートステイ、ホームヘルパー、相談支援事業については市の負担分として4分の1が見込まれる。</p> <p>質問・・・その内容で運用予定なのか。<br/>           答え・・・この施設は医療的ケアの必要な方をできるだけ受け入れたいという趣旨で立ち上げるため、現状の障がい福祉サービスの算定基準に則らない部分の人員配置が必要である施設と認識しており、前回の政策会議でも一定必要であることまでは認めてもらっているが、ランニングについても何らかのプラスが出てくるとは想定している。</p> <p>指示・・・本日は国に採択されなかった建設補助について市費を出すことは押さえるが、今後のランニングコストなど運営補助については別途議論ということにする。</p> <p>指示・・・市の福祉政策に対する考え方を明確にし、国府の補助が不採択になったとしても市が補助する必要性をわかりやすく説明すること。</p> <p>まとめ・・・本案件については承認された。7月定例会に向けて手続きを進めることとする。ただし、今後の運営補助については別途協議を必要とする。</p> |              |